

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部介護保険課】	6
○ 北九州市農業振興資金融資規則を廃止する規則【産業経済局農林水産部農林課】	8
○ 北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部水産課】	9
◇ 告 示	
○ 北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数【子ども家庭局子ども総合センター】	10
○ 出納取扱金融機関の指定【保健福祉局健康医療部地域医療課】	11
○ 利用料金の額の承認【保健福祉局健康医療部地域医療課】	12
○ 徴収事務の委託【都市ブランド創造局科学館普及課】	16
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	17
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	18
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	19
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	20
○ 特定地域型保育事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	21
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	22
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	23

○ 指定納付受託者の指定【デジタル市役所推進室DX推進課】	2 5
○ 収納事務の委託【総務市民局地域・人づくり部市民活動推進課】	2 6
○ 収納事務の委託（2件）【総務市民局総務部文書館】	2 7
○ 介護老人保健施設からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】	2 9
○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局長寿推進部介護保険課】	3 0
○ 令和6年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政・変革局税務部固定資産税課】	3 1
○ 北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】	3 2
○ 立入制限区域の指定【港湾空港局港営部港営課】	3 4
○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】	3 6
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	3 7
○ 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】	3 8
○ 雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	3 9
○ 令和6年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	4 0
○ 令和6年度の国民健康保険料の減額する額【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	4 1

◇ 公 告

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告保健福祉局長寿推進部保険年金課】	4 4
○ 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	4 7
○ 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	5 1
○ 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	5 4

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（2件）【都市戦略局計画部都市計画課】 5 8
- 北九州広域都市計画の計画案の縦覧（2件）【都市戦略局計画部都市計画課】 6 0
- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（4件）【都市戦略局計画部都市計画課】 6 2

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 3
- 北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 4
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 7 6
- 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 7
- 収納取扱金融機関の廃止【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 8
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 9
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 3
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 7

◇ 交通 局

- 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定【交通局総務経営課】 9 1
- 収納事務の委託（2件）【交通局営業推進課】 9 2
- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 9 4
- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 9 8
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 1 0 1

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 1 0 5
- 北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 1 0 9
- 北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 1 1 3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、介護サービス事業者等の申請等に係る手続を改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市農業振興資金融資規則を廃止する規則

北九州市農業振興資金融資規則を廃止することにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、規則において引用する漁港漁場整備法の題名を改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第14号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護サービス事業者の指定等」を「業務管理体制の届出等」に改める。

「第5章 介護サービス事業者の指定等」を「第5章 業務管理体制の届出等」に改める。

第18条から第25条までを次のように改める。

第18条から第25条まで 削除

第27条第1項各号列記以外の部分中「第18条から前条まで」を「法第70条第1項、第70条の2第1項（法第78条の12、第115条の11、第115条の21又は第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。）、第70条の3第1項、第71条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第72条の2第1項ただし書、第75条、第78条の2第1項、第78条の2の2第1項ただし書、第78条の5、第78条の8、第79条第1項、第79条の2第1項、第82条、第86条第1項、第86条の2第1項、第89条、第91条、第94条第1項若しくは第2項、第94条の2第1項、第95条、第98条第1項第4号、第99条、第107条第1項若しくは第2項、第108条第1項、第109条、第112条第1項第4号、第113条、第115条の2第1項、第115条の2の2第1項ただし書、第115条の5、第115条の12第1項、第115条の12の2第1項ただし書、第115条の15、第115条の22第1項、第115条の25又は前条」に、「受領」を「受理」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の第18条から第25条までの規定に基づき第45条に定められた帳票により行われ、同日以後に市長に受理された申

請、申出又は届出については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和５年厚生省令第４６号）による改正後の介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）の規定に定められた様式により行われた申請、申出又は届出とみなす。

北九州市農業振興資金融資規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第15号

北九州市農業振興資金融資規則を廃止する規則

北九州市農業振興資金融資規則（昭和39年北九州市規則第34号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 6 号

北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則

北九州市漁港管理規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 1 2 条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に、「第 8 条の 2」を「第 1 7 条」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第126号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第6項及び第7項並びに第13条第1項、第2項及び第7項の規定により、北九州市児童相談所に配置する心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（以下「児童心理司」という。）及び児童福祉司の数を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数（令和4年北九州市告示第129号）は、廃止する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

- 1 法第12条の3第7項の児童心理司の数は、36人以上とする。
- 2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、74人以上とする。
- 3 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、12人以上とする。

北九州市告示第 1 2 7 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 7 条ただし書の規定により、北九州市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目 2 番 1 8 号	令和 6 年 4 月 1 日か ら令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第128号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和39年北九州市条例第24号）第2条第2項第2号及び第3条第1項の規定により、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの北九州市立門司病院における利用料金の額を承認したので、北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則（平成31年北九州市規則第18号）第2条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

項目		金額 (税抜)	金額 (税込)
セカンドオピニオン料（30分まで）		13,000円	14,300円
セカンドオピニオン料（30分を超えて60分まで）		20,000円	22,000円
面談料（30分まで）		5,000円	5,500円
お む つ 料	パンツうす型前後フリー S	80円	88円
	パンツうす型前後フリー M	80円	88円
	パンツうす型前後フリー L-L	80円	88円
	パンツうす型前後フリー L	80円	88円
	フィッティングテープ S	80円	88円
	フィッティングテープ M	90円	99円
	フィッティングテープ L	100円	110円
	フィッティングテープ XL	130円	143円
	パッド300	20円	22円
	パッドカーブタイプ ロング	50円	55円
	パッドカーブタイプ スーパーロング	60円	66円
	パッドカーブタイプ ワイド	70円	77円
電子体温計破損料		2,100円	2,310円
風しん抗体検査（市助成対象者）	H I 法	5,019円	5,520円
緊急風しん抗体検査（市助成）	月曜日から金曜日まで午前8時から午後6時までの間	H I 法、L T I 法及び I C A 法	4,930円
		E I A 法、E	6,320円
		5,423円	6,952円

成対象者)	又は土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して実施する場合	L F A 法、C L E I A 法、F I A 法及びC L I A 法		
	上記以外	H I 法、L T I 法及びI C A 法	5, 430円	5, 973円
		E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法、F I A 法及びC L I A 法	6, 820円	7, 502円
S A R S - C o V - 2 検査	核酸検出		14, 630円	16, 093円
	抗原検出 (定量)		13, 170円	14, 487円
予 防 接 種	麻しん (小児)		9, 315円	10, 246円
	麻しん (成人)		8, 565円	9, 421円
	風しん (小児)		6, 205円	6, 825円
	風しん (成人)		6, 205円	6, 825円
	麻しん風しん混合 (小児)		10, 235円	11, 258円
	麻しん風しん混合 (成人)		9, 485円	10, 433円
	五種混合 (ジ・百・破・ポ・ヒ)		18, 770円	20, 647円
	四種混合 (ジ・百・破・ポ)		10, 735円	11, 808円
	三種混合 (百・ジ・破)		5, 545円	6, 099円
	二種混合 (ジ・破) (第1期)		5, 435円	5, 978円
	二種混合 (ジ・破) (第2期)		4, 685円	5, 153円
	日本脳炎		6, 635円	7, 298円
	B C G		10, 635円	11, 698円
	B型肝炎ワクチン		6, 525円	7, 177円
	水痘ワクチン		8, 760円	9, 636円
	高齢者用肺炎球菌ワクチン		7, 830円	8, 613円
小児用肺炎球菌ワクチン (プレベ		11, 460円	12, 606円	

	ナー)		
	ヒブワクチン	8,662円	9,528円
	子宮頸がんワクチン(2価・4価)	15,510円	17,061円
	子宮頸がんワクチン(9価)	24,900円	27,390円
	不活化ポリオワクチン	9,585円	10,543円
インフルエンザ	65歳以上の者	4,605円	5,065円
	3歳以上65歳未満の者 (1回につき)	4,819円	5,300円
	6ヶ月以上3歳未満の者 (1回につき)	4,000円	4,400円
	おたふくかぜワクチン(6歳未満)	6,600円	7,260円
	おたふくかぜワクチン(6歳以上)	5,900円	6,490円
	ロタウイルスワクチン(ロタリックス)	13,835円	15,218円
	ロタウイルスワクチン(ロタテック)	9,265円	10,191円
	狂犬病ワクチン	11,905円	13,095円
	A型肝炎ワクチン	7,143円	7,857円
	帯状疱疹予防ワクチン(シングリックス)(初回)	20,000円	22,000円
	帯状疱疹予防ワクチン(シングリックス)(2回目)	20,000円	22,000円
駐車場	患者等	—	1台につき3時間まで50円 (駐車時間が1時間まで無料) 駐車時間が3時間を超える30分又はその端数ごとに50円
	見舞いの者	—	1台につき2時

		間まで 50円 (駐車時間が1時間まで無料) 駐車時間が2時間を超える30分又はその端数ごとに 50円
その他の者	—	1台につき30分又はその端数ごとに 50円 (駐車時間が15分まで無料)

北九州市告示第129号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市科学館分館における使用料の徴収に関する事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

受託者		受託期間
名称	住所	
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町5番5号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第130号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、下記の特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
青山幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区萩原三丁目7番1号	学校法人青山学園	令和6年4月1日
認定こども園 栄美幼稚園	認定こども園	北九州市小倉北区上富野三丁目17番10号	学校法人廣常学園	令和6年4月1日

北九州市告示第131号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 片野保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉北 区三萩野一丁目 12番24号	社会福祉法人 片野会	令和6年4 月1日
認定こども園 あけぼの保育 園	預かり 保育事業	北九州市小倉南 区沼緑町二丁目 1番39号	社会福祉法人 愛育会	令和6年4 月1日
認定こども園 浅川保育園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区浅川二丁目1 7番37号	社会福祉法人 日昇会	令和6年4 月1日
認定こども園 木屋瀬保育園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区木屋瀬三丁目 5番53号	社会福祉法人 恵愛会	令和6年4 月1日

北九州市告示第132号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
九州女子大学 附属折尾幼稚園	一時預かり 事業（幼稚園型Ⅱ）	北九州市八幡 西区自由ヶ丘1番1 号	学校法人福原 学園	令和6年4 月1日

北九州市告示第133号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、下記の特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 片野保育園	認定こども園	北九州市小倉北区三萩野一丁目12番24号	社会福祉法人片野会	令和6年4月1日
認定こども園 あけぼの保育園	認定こども園	北九州市小倉南区沼緑町二丁目1番39号	社会福祉法人愛育会	令和6年4月1日
認定こども園 浅川保育園	認定こども園	北九州市八幡西区浅川二丁目17番37号	社会福祉法人日昇会	令和6年4月1日
認定こども園 木屋瀬保育園	認定こども園	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目5番53号	社会福祉法人恵愛会	令和6年4月1日

北九州市告示第134号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定により、下記の特定期地域型保育事業者の確認を行ったので、同法第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
家庭的保育事業伊藤喜恵	家庭的保育事業	北九州市八幡西区穴生一丁目15番25号メゾンモンブラン穴生1階	伊藤喜恵	令和6年4月1日

北九州市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1 病院又は診療所（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人小倉新栄会新栄会病院	北九州市小倉北区弁天町12番1号	令和6年4月1日

2 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
八幡西調剤薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目12番1号	令和6年4月1日
りんどファーマシー	北九州市八幡西区下上津役四丁目22番6号	令和6年4月1日
別院通り薬局南店	北九州市門司区柳原町3番19号	令和6年4月1日

3 訪問看護

(1) 更生医療

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションこくら	北九州市小倉北区下富野三丁目1番8号	令和6年4月1日

(2) 育成医療及び更生医療

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
サニー訪問看護ステーション 小倉	北九州市小倉南区湯川新町一丁目5番48号エスポワール堀101	令和6年4月1日

北九州市告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
はぎわらこころとからだのクリニック	北九州市八幡西区萩原一丁目1番55号205	令和6年4月1日
コールメディカルクリニック若松	北九州市若松区青葉台南二丁目16番2号	令和6年4月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
八幡西調剤薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目12番1号	令和6年4月1日
りんどファーマシー	北九州市八幡西区下上津役四丁目22番6号	令和6年4月1日
別院通り薬局南店	北九州市門司区柳町3番19号	令和6年4月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションおはなコネクション	北九州市小倉北区室町三丁目2番27号602	令和6年4月1日
サニー訪問看護ステーション小倉	北九州市小倉南区湯川新町一丁目5番48号エスポワール堀101	令和6年4月1日

訪問看護しずく	北九州市小倉南区徳力新町二丁目 15番16号	令和6年4 月1日
---------	---------------------------	--------------

北九州市告示第137号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
Pay Pay株式会社	東京都千代田区 紀尾井町1番3号	令和6年4月1日	令和6年4月1日 から令和7年 3月31日まで

北九州市告示第138号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市市民活動サポートセンターこくらにおける印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第139号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市史の売払代金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第140号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店 クエスト外商部	北九州市小倉北区馬 借一丁目4番7号	令和6年4月1日から令和 7年3月31日まで

北九州市告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設から廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

介護老人保健施設

介護保険事業者番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	廃止年月日
40577 80084	寿楽苑	北九州市小倉北区 日明三丁目9番6 号	医療法人日明 会	令和5年4 月1日

北九州市告示第142号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、法第115条第2号の規定により次のように告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

指定介護療養型医療施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定辞退年月日
4016 6199 28	医療法人山本医院	北九州市八幡西区香月西三丁目3番7号	医療法人山本医院	令和6年3月31日

北九州市告示第143号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和6年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

北九州市告示第144号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された北九州市収納代理金融機関の指定の告示及び北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（令和5年北九州市告示第106号）は、廃止する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1 総括出納取扱店

株式会社みずほ銀行 北九州支店

2 出納取扱店

区 別	出納取扱店となる事務取扱店舗
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 指定金融機関及び指定代理金融機関の収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内で業務を営む全ての店舗（総括出納取扱店及び出納取扱店を除く。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	
株式会社北九州銀行	
福岡ひびき信用金庫	

4 収納代理金融機関及びその収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社三菱UFJ銀行	国内で業務を営む全ての店舗
株式会社三井住友銀行	
株式会社りそな銀行	
株式会社広島銀行	

株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	市内で業務を営む全ての店舗
九州労働金庫	国内で業務を営む全ての店舗
北九州農業協同組合	
株式会社ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店（出張所及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。）を含む。以下同じ。）の店舗及び福岡郵便貯金事務センター（株式会社ゆうちょ銀行の公金指定様式振替払込書により収納する場合には、国内に所在する支店及び福岡郵便貯金事務センター）

北九州市告示第145号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第29条第1項及び第37条の規定により、北九州市が管理する立入制限区域を設定したので告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1 立入制限区域の名称

浅野フェリーターミナル浅野1号岸壁立入制限区域

2 立入制限区域の区域図

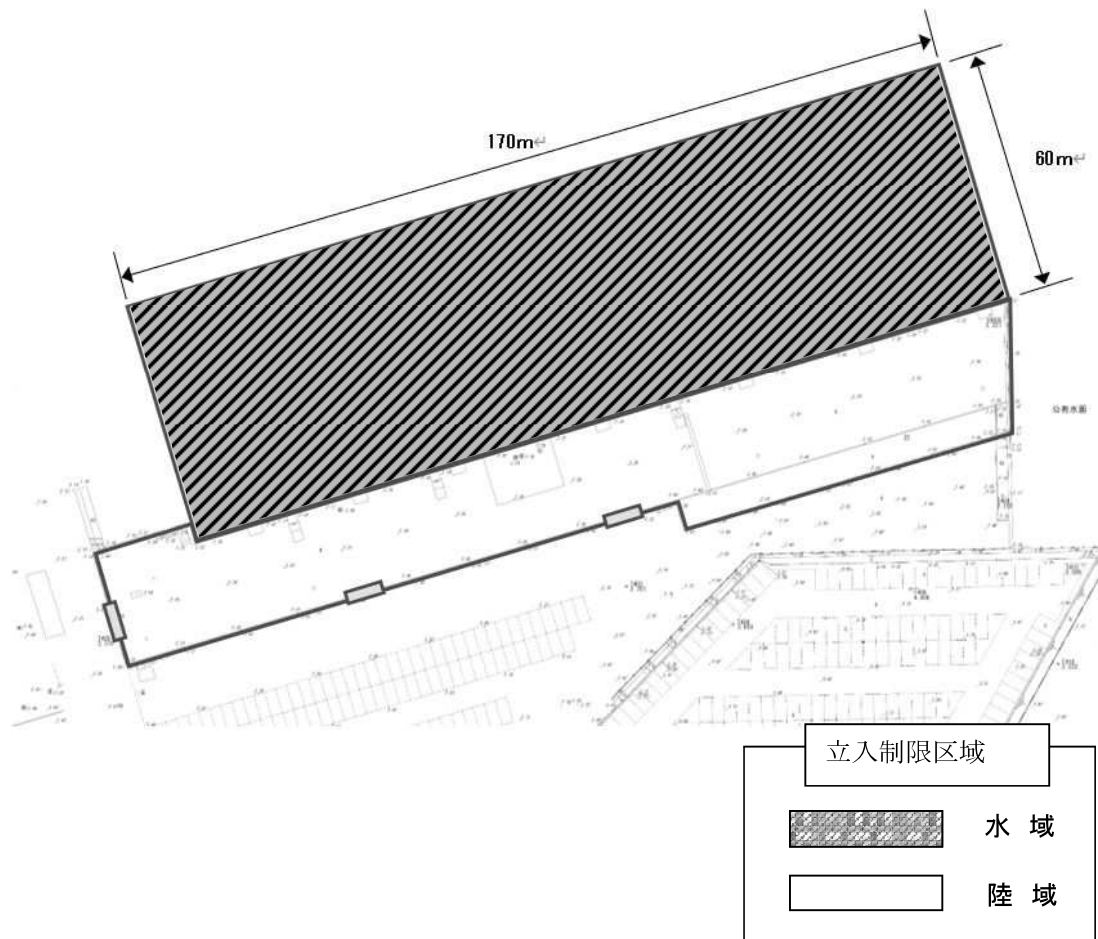
別紙のとおり。ただし、立入制限区域のうち水域部分については、法第2条第1項に規定する国際航海船舶が利用する時間帯以外はこの限りではない。

3 立入制限区域の設定年月日

令和6年3月7日

別紙

浅野フェリーターミナル浅野1号岸壁立入制限区域



北九州市告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く令和6年4月1日から同年4月30日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

令和6年4月1日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市告示第147号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
いしみねほい くえん	一時預 かり事 業	北九州市若松区 今光一丁目19 番25号	社会福祉法人 いしみねほい くえん	令和6年3 月26日

北九州市告示第149号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社内外美装	北九州市小倉北区青葉二丁目1番15号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第150号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を次のように定める。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1回につき1平方メートル当たり120円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

北九州市告示第151号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第2号及び第3号、第14条の10第1項第2号及び第3号並びに第14条の15第1項第2号及び第3号に規定する国民健康保険料の令和6年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1 基礎賦課額の保険料率

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割 | 23,170円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 27,140円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割 | 13,570円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割 | 20,350円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割 | 9,700円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 11,370円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割 | 5,680円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割 | 8,520円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 被保険者均等割 | 9,660円 |
| (2) 世帯別平等割 | 8,400円 |

北九州市告示第152号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号。以下「条例」という。）第20条及び第20条の3並びに北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号。以下「規則」という。）第8条に規定する国民健康保険料の令和6年度における減額する額は、次のとおりである。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

- 1 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 16,220円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 6,790円
 - (3) 介護納付金賦課額分 6,770円
- 2 規則第8条第1項第1号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,000円
 - イ 特定世帯 9,500円
 - ウ 特定継続世帯 14,250円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,960円
 - イ 特定世帯 3,980円
 - ウ 特定継続世帯 5,970円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5,880円
- 3 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 11,590円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 4,850円
 - (3) 介護納付金賦課額分 4,830円
- 4 規則第8条第1項第2号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,570円
 - イ 特定世帯 6,790円
 - ウ 特定継続世帯 10,180円

- (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
- | | |
|---------------------|--------|
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 5,690円 |
| イ 特定世帯 | 2,840円 |
| ウ 特定継続世帯 | 4,260円 |
- (3) 介護納付金賦課額分 4,200円
- 5 規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- | | |
|------------------|--------|
| (1) 基礎賦課額分 | 4,640円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課分 | 1,940円 |
| (3) 介護納付金賦課額分 | 1,940円 |
- 6 規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 基礎賦課額分 | |
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 5,430円 |
| イ 特定世帯 | 2,720円 |
| ウ 特定継続世帯 | 4,070円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課額分 | |
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 2,280円 |
| イ 特定世帯 | 1,140円 |
| ウ 特定継続世帯 | 1,710円 |
| (3) 介護納付金賦課額分 | 1,680円 |
- 7 条例第20条の3の当該年度分の被保険者均等割の保険料額（条例第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額
- | | |
|---|---------|
| (1) 未就学児の被保険者均等割額 | |
| ア 基礎賦課額分 | 11,590円 |
| イ 後期高齢者支援金等賦課分 | 4,850円 |
| (2) 規則第8条第1項第1号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額 | |
| ア 基礎賦課額分 | 3,480円 |
| イ 後期高齢者支援金等賦課分 | 1,460円 |
| (3) 規則第8条第1項第2号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額 | |

ア 基礎賦課額分 5,790円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 2,430円

(4) 規則第8条第2項第1号の規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額

ア 基礎賦課額分 9,270円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 3,880円

北九州市公告第214号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市国民健康保険標準準拠システムの構築 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 本市の指定する場所

(5) 入札方法 条件付一般競争方式

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 官公署（国、都道府県、政令指定都市、特別区又は中核市（外国の官公署を含む。））において、過去5年間に運用実績のある国民健康保険システム（これと同種・同規模以上のシステムを含む。）を構築した実績があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年4月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局長寿推進部保険年金課

イ 日時 この公告の日から令和6年4月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和6年5月8日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年4月22日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札のための書類の提出期限

第1号アの場所に書留郵便により、令和6年5月10日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和6年5月13日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局長寿推進部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415

6 Summary

(1) Product and Quantity :

System Construction of the National Health Insurance for
Kitakyushu City

(2) Deadline of Tender (in Person)

5:00 p.m., May 13, 2024

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., May 10, 2024

(4) For inquiries, contact the secretariat at:

National Health Insurance and Pension Division,
Public Health and Welfare Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第 2 1 5 号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 5 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 6 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から同年7年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

ソ 舗装工事関係機械調書

- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 5 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 1 2 月に令和 7 年度及び令和 8 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市役所 1 5 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第 2 1 6 号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 6 0 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 6 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 6 月に令和 6 年度及び令和 7 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号（北九州市役所 1 5 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第 2 1 7 号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 6 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用

人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市

入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第 220 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 21 条第 2 項において準用する法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田四丁目、津田五丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び湯川三丁目の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 4 月 15 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 4 月 15 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 都市計画の種類
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田四丁目、津田五丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び湯川三丁目の各一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市都市戦略局計画部都市計画課

- 4 縦覧期間
この公告の日から令和 6 年 4 月 1 5 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- 5 意見書の提出要領
当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 4 月 1 5 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
沼本町四丁目地区地区計画	北九州市小倉南区沼本町四丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 4 月 1 5 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 4 月 1 5 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘一丁目地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 4 月 1 5 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 4 月 1 5 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、白野江四丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、葛原高松二丁目、志井三丁目及び徳力七丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、中畑町、畠田一丁目、畑谷町、古前一丁目、古前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び用勺町の各一部

八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
戸畑区役所コミュニティ支援課

4 縦覧期間

この公告の日から令和6年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年4月15日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）別表第1

に規定する市民センターに到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、白野江四丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、葛原高松二丁目、志井三丁目及び徳力七丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、中畑町、畠田一丁目、畑谷町、古前一丁目、古前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び用勺町の各一部

八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
戸畑区役所コミュニティ支援課

4 縦覧期間

この公告の日から令和6年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年4月15日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）別表第1

に規定する市民センターに到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類
用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、白野江四丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、葛原高松二丁目、志井三丁目及び徳力七丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、中畑町、畠田一丁目、畑谷町、古前一丁目、古前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び用勺町の各一部

八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
戸畑区役所コミュニティ支援課

4 縦覧期間

この公告の日から令和6年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年4月15日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）別表第1

に規定する市民センターに到着するように提出すること。

北九州市公告第 2 2 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の変更案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 1 号
戸畑区役所コミュニティ支援課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 4 月 1 5 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年4月15日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）別表第1に規定する市民センターに到着するように提出すること。

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第42条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の12第2項に規定する解体等積立金については、金銭企業出納員、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関をしてその収納に係る再生可能エネルギー電気の売買取引による収入金を繰り替えて使用させることができる。

第136条の見出し中「及び」の次に「予備費の」を加え、同条中「の流用及び」の次に「予備費の」を加える。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第6号

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

(45) 予算の 配当に関するこ と。	〔総務経営部長〕 全額		配当の 変更につ いては、全 額経営企 画課長専 決事項と する。
(46) 予算の 流用に関するこ と。	〔総務経営部長〕 2,000～	〔経営企画課長〕 200～	
(47) 科目更 正		〔経営企画課長〕 全額	
(48) 不動産 その他の処分	500～		
(49) 不用品 の売却の決定及 び廃棄		全額	

を

(45) 予備費 の使用に関する こと。	〔総務経営部長〕 全額		
(46) 予算の 配当に関するこ と。	〔総務経営部長〕 全額		配当の 変更につ いては、全

			額経営 企画課 長専決 事項と する。	に
(47) 予算の 流用に関するこ と。	〔総務経営部長〕 2,000～	〔経営企画課長〕 200～		
(48) 科目更 正		〔経営企画課長〕 全額		
(49) 不動産 その他の処分	500～			
(50) 不用品 の売却の決定及 び廃棄		全額		

改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持山泰生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-177	株式会社拓秀建 設	里仲秀夫	北九州市八幡西 区皇后崎町13 番27-810 号	令和6年4 月1日

北九州市上下水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目2番18号	令和6年4月1日か ら同年9月30日ま で

北九州市上下水道局告示第 1 1 号

昭和 5 0 年北九州市水道局告示第 5 号、平成 8 年北九州市水道局告示第 5 号、平成 8 年北九州市水道局告示第 1 5 号、平成 2 4 年北九州市上下水道局告示第 6 号及び平成 2 7 年北九州市上下水道局告示第 1 4 号をもって告示した収納取扱金融機関について、次のとおり廃止したので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 2 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

収納取扱金融機関	廃止年月日
株式会社三井住友銀行	令和 5 年 3 月 3 1 日
三菱UFJ信託銀行株式会社	令和 5 年 7 月 6 日
みずほ信託銀行株式会社	令和 6 年 3 月 3 1 日

北九州市上下水道局公告第59号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 規則第12条第2項第2号の審査基準日
令和5年1月1日

- 6 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

- 7 競争入札参加資格の有効期間
規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和7年5月31日まで

- 8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

- 9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

- 10 公告に関する問合せ先
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所西棟4階)
電話 093-582-3137
FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第60号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス
<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 6 月に令和 6 年度及び令和 7 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号(小倉北区役所西棟 4 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

北九州市上下水道局公告第61号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市交通局告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書の規定により、北九州市交通事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定した。

この告示の日の前までに告示された北九州市交通局の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（昭和 42 年北九州市交通局告示第 1 号及び平成 14 年北九州市交通局告示第 1 号）は、廃止する。

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市交通局長 白石 基

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の別	金融機関名称
出納取扱金融機関	株式会社福岡銀行
収納取扱金融機関	株式会社みずほ銀行

北九州市交通局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）第38条第1項の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第4号の特殊旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市交通局長 白石 基

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市交通局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）第38条第1項の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第2号の定期旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

北九州市交通局長 白石 基

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西鉄チケットサービス	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市交通局公告第11号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市交通局長 白石基

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 規則第12条第2項第2号の審査基準日
令和5年1月1日

- 6 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

- 7 競争入札参加資格の有効期間
規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和7年5月31日まで

- 8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

- 9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

- 10 公告に関する問い合わせ先
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
電話 093-771-8401
FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第12号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市交通局長 白石基

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 6 月に令和 6 年度及び令和 7 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1

F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第13号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項の定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市交通局長 白石基

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市公営競技局公告第6号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和5年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和7年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課
北九州市若松区赤岩町13番1号
電話 093-791-5010
FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第7号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から令和6年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 6 月に令和 6 年度及び令和 7 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

北九州市公営競技局公告第8号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和6年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和6年4月1日から令和6年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476